

2025年11月25日

組 合 員 各 位

掛川電気工業協同組合  
理事長 鈴木基文



## 〔低圧電気取扱業務特別教育(学科)について〕

### 受講料(組合員)お支払方法のご連絡

### 及び一般申込み受付のご連絡

拝啓 初冬の候、皆様方には益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。日頃は組合並びにセンターの運営にご協力頂き誠に有りがたく厚く御礼申し上げます。

さて、10月3日に「低圧電気取扱業務特別教育(学科)」の開催について組合員対象にご案内したところ、12事業所さまより34名の申込を受け、催行が決定しました。つきましては、

(1) 既にお申込みをいただいた事業所さまはお支払方法を以下より選択し、**12月5日(金)**までに**別記**を当組合宛てFAX(0537-24-8569)していただくようお願いいたします。

- ア) 2026年1月支払い工料との相殺
- イ) 銀行振込(振込期限2025年12月18日)
- ウ) 現金払い(当日でも可)

(2) この機会に**一般の方**にもお使いいただける案内**別紙**を用意しましたので、お知り合いの方等へのご案内にご利用いただければ幸いです。**一般の方の受講料は9,500円、申込締切日は12月18日(木)**としています。

なお、まだ席に若干の余裕がありますので、何らかの理由で前回の申込期間に申込書を提出されなかった**組合員の方**で、ご希望があるようでしたら**申込締切日12月18日(木)、組合員価格7,000円**で追加受付をいたします。ご希望の方は組合宛てFAX(0537-24-8569)をいただくようお願いいたします。

敬具

掛川電気工業協同組合 御中 (FAX : 0 5 3 7 - 2 4 - 8 5 6 9)

2026年1月8日(木)の低圧電気取扱業務特別教育にかかる受講料は以下の○で囲んだ支払方法を選択します。

ア) 2026年1月支払い工料との相殺

イ) 銀行振込(振込期限2025年12月18日)

振込先:「島田掛川信用金庫 駅南支店 普通預金 口座0014132

口座名義 掛川電気工業協同組合 代表理事 鈴木基文」

(振込手数料はご負担願います)

※ 12月24日以降の取消しについては、受講料の返戻は致しかねます。

ウ) 現金払い(当日でも可)

年 月 日

掛川・南部・菊川・袋井・森/山梨・磐田 ブロック

事業所名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 ( )

2025年11月25日

一般

掛川電気工業協同組合  
掛川市久保二丁目22-14  
TEL：0537-22-5815  
FAX：0537-24-8569  
理事長 鈴木基文



## 「低圧電気取扱業務特別教育(学科)」の開催について

拝啓 初冬の候、皆様方には益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。日頃は組合並びにセンターの運営にご協力頂き誠に有りがたく厚く御礼申し上げます。

低圧電気取扱(直流750V以下、交流600V以下の充電回路の敷設、修理等)業務に労働者を従事させる場合、事業者は労働安全衛生法第59条第3項により特別教育を行うことが義務付けられています。

つきましては、このたび当組合で事業者に代わり、本特別教育(学科教育)を開催することと致します。

貴事業所において当該業務に従事の方で本教育が未受講の方については、是非この機会に受講させていただきたくご案内申し上げます。

敬具

### 記

#### 1 日時

2026年 1月8日(木) 午前8時30分～午後5時00分(予定)

\*開始時間の10分前までに集合して下さい。

#### 2 会場

掛川電気会館 大会議室 掛川市久保二丁目22番14号

#### 3 受講料(テキスト代を含む、昼食は適宜ご持参願います)

受講者 1名 9,500円

お支払は銀行振込又は現金でお願いいたします。

ア) 銀行振込 振込先:「島田掛川信用金庫 駅南支店 普通預金 口座0014132  
口座名義 掛川電気工業協同組合 代表理事 鈴木基文」

(振込手数料はご負担願います)

振込期限:12月18日

※12月24日以降の取消しについては、受講料の返戻は致しかねます。

イ) 現金支払い(当日でも可)

#### 4 申込締切日

2025年12月18日(木)

#### 5 申込方法(定員(50名)になり次第締め切ります)

別添の受講申込書に所要事項をご記入の上、組合事務局宛FAX(0537-24-8569)又は郵送(〒436-0027掛川市久保二丁目22-14)もしくは直接お持込みにてお申込み願います。

## 6 特別教育の内容

	(目安時間)
・ 低圧電気に関する基礎知識	(1時間)
・ 低圧の電気設備に関する基礎知識	(2時間)
・ 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	(1時間)
・ 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	(2時間)
・ 関係法令	(1時間)

## 7 修了証の交付

受講者には「低圧電気取扱業務特別教育修了証」を当日交付します。

## 8 持参するもの

開催当日は、筆記用具をご持参下さい。  
なお、テキストは会場にてお渡しします。

## 9 実技教育

特別教育のうち実技教育は、各事業所において低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について7時間以上(開閉器の操作のみを行う者については、1時間以上)の教育を実施する必要があります。また、実技教育を実施した場合は、受講者、科目等の記録を作成する必要があります。(実技試験の方法について当日30分程度の説明をいたします)

**【ご注意事項】**当日は駐車場が混雑することが予想されますので、昼休憩時間に車を出し入れされる際には少々ご不便をお掛けします。

以上

## ○関係法令

### 労働安全衛生法第59条第3項

「事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行われなければならない。」

### 労働安全衛生規則第36条第4号

「法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。」  
「4(中略)低圧(直流にあっては750ボルト以下、交流にあっては600ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。)の充電電路(対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのなおものを除く。)の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路(対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。)のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務。」

### 安全衛生特別教育規程第6条

「低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。」

「学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。」(※ここでは表は省略します)

「実技教育は、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について7時間以上(開閉器の操作の業務にみにおこなう者については、1時間以上)行うものとする。」

別添

掛川電気工業協同組合 御中 (FAX: 0537-24-8569)

### 低圧電気取扱業務特別教育受講申込書

(該当する方を○で囲んでください)

受講者区分: 組合員 ・ 一般

\*開催日 2026年1月8日(木)

	(ふりがな) 受講者氏名	生年月日	本籍	現住所
1	( )		県	
2	( )		県	
3	( )		県	
4	( )		県	
5	( )		県	

※申込書に記載された個人情報については、「低圧電気取扱業務特別教育」実施のためのみに使用いたします。

年 月 日

〒

事業所所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

担当者氏名 ( )